

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 27 日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26770028

研究課題名(和文) 明治国家における暦と宗教政策の関連についての基礎的研究

研究課題名(英文) A basic study on the relationship between the history of the administration of calendars and religious policies in Meiji Japan

研究代表者

下村 育世 (SHIMOMURA, Ikuyo)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：00723173

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：これまで、明治以降の暦の研究といえば明治改暦にまつわる研究を指していた。しかし本研究では、近代の暦の歴史を、とりわけ明治15年の神宮に頒暦の権限が一元的に集約される前後期に着目しながら、明治における神宮を頂点とする神社と宗教のヒエラルキー形成過程との関連に着目して考察を試みた。この視点で捉えることで、(1)今まで研究の俎上にすらのぼらなかった改暦以降の近代の暦の歴史が日本宗教史の中に位置づけられるとともに、(2)近代以降の暦の歴史を明治改暦をも含めた形で理解することができる。本研究では、公文書原簿による史料調査を通じて、明治以降の暦の歴史とともに、明治の宗教行政との関連性の一端も明らかにした。

研究成果の概要(英文)：To date, very few studies have focused on the history of calendars in modern Japan, except for those concerning the Calendar Reform of 1872. In this study, however, I will be focusing specifically on Ise Jingu, which was given the authority to distribute calendars in Japan in 1882. I did a historical study to find out the relationship between the history of calendars and religious policies in Meiji Japan. Focusing on this point of view, (1) the history of calendars will be mapped to the history of religion in Japan; and (2) the Calendar Reform of 1872 will be reevaluated as it pertains to the history of calendars in modern Japan.

Through my historical study of official documents, especially those contained in National Archives, I was able to gain insight into the history of the administration of calendars and its connection to religious policies in Meiji Japan.

研究分野：宗教史

キーワード：近代宗教史 日本宗教文化史 近代の暦 明治の宗教行政 年中行事

1. 研究開始当初の背景

暦の先行研究にはおおよそ、科学史、歴史学、そして宗教学の立場からの大きく3系統がある。いずれの立場からも、蓄積が比較的高いのが近世までの暦の研究であり、近代以降の暦の研究は、明治5年11月に布告された太陽暦採用の前後期までが中心である(岡田芳朗『明治改暦「時」の文明開化』大修館書店、1994は典型例)。

確かに太陽暦布告は、現行法令としても効力を持っている数少ない明治太政官期の法令の一つであることからわかるように、現在まで継続する日本の時の制度の淵源としても、太陰暦から太陽暦へと暦法の舵を大きくきったという科学史の視点からもエポックメイキングな出来事であった。そのため、近代以降の暦の研究のほとんど全てが、明治の太陽暦採用を暦の歴史を語る上での格好の終着点と考えたようである。その他の一因としては、太陽暦(グレゴリオ暦)そのものが、「規則」的な暦(ひと月の日数や、どの月が30日あるいは31日であるかなどが規則的)といわれるように、複雑な暦法であった太陰太陽暦(旧暦)よりも「単純」であったことも、暦研究を牽引していた科学史家の研究熱を冷まさせるように働いた、ということも考えられる。

他の先行研究が改暦までを射程に入れている中で、日本の暦および暦学の通史として知られる渡辺敏夫『日本の暦』(雄山閣、1976)は、明治15年あたりまでの暦の歴史をカバーしているほぼ唯一の研究書といえる。同書は、膨大な関係資料を渉猟した上で暦の歴史に関して詳細な事実を網羅し、この分野の古典的業績として定評を得ている。しかし同書は、法令の翻刻を主とする歴史記述を中心としており、暦をめぐる時代状況や思想的背景に関する視点は充分ではない。

2. 研究の目的

本研究では、研究蓄積が決して多いとはいえない明治以降の暦の歴史について、今まで注目されてきた明治5年の改暦に焦点を当てるのではなく、暦の頒布の権限が神宮(伊勢)に付与される明治15年までの経緯とその後特に着目し、近代天皇制イデオロギー形成にもなって神社と宗教のヒエラルキーが形作られるなりゆきとの関連の中で明らかにすることを目標とした。具体的には、明治15年の前後期の動向に注目しながら、戦後までを広くは射程にいれつつ、明治年間の暦の歴史を法令に準拠しながら明らかにする基礎研究を通じて、暦の歴史を明治の宗教史の中に位置づける研究をすることにあった。

本研究では、暦の頒布の権限を神宮に一元化する方針をうちだす明治15年4月26日に出された布達(太政官布達第8号)の前後期にとりわけ注目している。というのもこの布達が、これ以降戦後に至るまでの約60年間、

神宮暦(本暦とするのが正式であるが、以降神宮暦とする)を正統な官暦となし、日本の暦の体制を規定し続けた根拠となったと考えられるからである。

明治期の暦の頒布は、当初は近世以来の方法を踏襲し、政府から許可を得た各地の弘暦者が請け負っていた。その伝統的方法を転換させたのが、明治15年の布達である。これにより神宮暦は正式に官暦とされ、それ以外の暦は取締り対象となった。この神宮暦体制は、暦の頒布の窓口を時々に変えながらも戦後まで続く。頒布の窓口は、神宮大麻と同様、同年5月15日に独立する伊勢信仰の布教母体の神宮教(教派神道の一派)が請け負った。しかし国家事業である暦や大麻を宗教団体の一派に委託することに対する批判を受け、神宮教は明治32年9月24日に改組、神宮奉斎会と改め、以降、同会が暦の頒布を行った。翌33年、暦の頒布は、神宮司庁内に新設された神宮神部署が担うこととなり、昭和18年には500万部近くという、最高発行部数を記録するまでとなった。この体制は、GHQによる神道指令によって神社の特権が廃止されるまで続いた。

このように近代の暦の歴史は、神宮から頒布された神宮暦、そして明治国家の神社と宗教政策との緊密な関係がある。そして明治の神社宗教政策は、天皇主義的国家体制の形成を下支えする形で行われたことを鑑みると、暦の歴史もこれらとの関連の中で捉える視点が必要であると考えた。

3. 研究の方法

研究目的を遂行するために、以下の3点の調査研究を実施した。

(1) 近代以降の暦の歴史の調査:

近代以降の暦にかかわる法令を整理し(「太政類典」、「公文録」、「公文類聚」などの国立公文書館所蔵の公文書を中心として)、法令として成立しなかった請願や建白書、伺などにも目を配り、とりわけ明治15年前後期を中心とした暦に関する詳細な年表を作成し、暦の近代以降の通史を明らかにするという基礎的研究を行った。

(2) 明治以降の暦の誌面調査:

暦そのものをも調査対象とし、毎年、毎年の暦の誌面に、天皇主義的国家の形成過程で形作られていく宮中祭祀(春秋皇霊祭など)がどのように記載されていき、国民の生活の中で祝祭日化されていったのか、何が書かれ、何が書かれなくなっていったかの内容と変遷について明らかにする資料調査を行った。

(3) 暦政策と関連のある明治の宗教政策の調査:

(1)と(2)を通じて明らかになった暦の歴史を、近代天皇制イデオロギー形成過程を下支えした、神宮を本宗とする明治政府の神社と

宗教政策との関連の中で捉え、日本の宗教史の中に位置づけるために、明治の宗教政策の歴史を捉えるにあたって必要な文献調査と資料調査を行った。

4. 研究成果

(1)1年目(初年度)

研究計画の初年度である平成26年度は、明治政府が行った暦にかかわる政策の動向を把握するために、暦を管轄する省庁(主に内務省、文部省)の公文書(主に国立公文書館所蔵の「太政類典」、「公文録」、「公文類聚」など)の読み込みを行い、暦関係の法令を網羅的に調査するとともに、法令化されなかった請願や建白書、伺などにも目を配りながら、近代の暦の動向がわかる精緻な年表の作成に努め、近代以降の暦にかかわる政策を明らかにしていった。調査を進めるうちに、戦前までの編暦を主管していた東京天文台(現国立天文台)にも暦にかかわる公文書が残されていることがわかってきたため、国立天文台図書室所蔵にかかる公文書やその他業務関係資料の調査も行い、暦の編纂において業務上作成された史料の読み込みも併せて行った。

こうした調査と平行して、研究成果の公表も随時進めていった。初年度の業績としては、主に内務省の年報などを典拠として、改暦から終戦直後までの毎年の頒暦数という基礎データの公表も兼ねて、「官暦」の頒布数の推移を主題とした論文を執筆公表した(後掲の雑誌論文)。

(2)2年目(最終年度)

研究計画の最終年度である平成27年度は、調査においては、前年度に引き続き、近代以降の暦の基礎研究と位置づけられる、暦の歴史を法令に準拠しながら明らかにする史料調査を、国立公文書館等所蔵の公文書原簿に基づきながら進めていった。前年度の調査で、戦前まで編暦を主管していた国立天文台にも暦にかかわる公文書が残されていることが明らかになったため、国立天文台図書室所蔵にかかる公文書等のうち、とりわけ暦の編纂において業務上作成された史料類の調査も引き続き行った。また頒暦を主管していた神宮における史料調査にも着手し、神宮の図書や寄贈史料などが所蔵される神宮文庫でも調査を行い、同文庫所蔵の神部署長の寄贈文書類などにもあたった。これらの史料からは暦の頒布についての具体的な手続きなどがわかるものも見つかった。特筆できる調査上の成果としては、国立天文台から見つかった、東京天文台の初代台長・長尾寿が作成した質問紙に基づき、旧暦と新暦の使用状況を明治22年に全国調査した結果を編綴した簿冊群(行政文書)である。これらは新旧暦の使用状況を共時的(明治22年時点)に全国規模で俯瞰できる貴重な史料ということができ、新旧暦の使用状況の全国調査としては

恐らく唯一無二の調査であったとすることができ、これまで天文台関係者以外に知られることはなく、本格的に研究もされてこなかった。これら一連の調査に基づき、主に法令に基づいた、近代以降の明治政府の暦に関わる政策についての年表を作成することができた。

また、上記の研究調査に基づき、その成果の一部を論文の形でまとめた。主に新聞誌上にあらわれた暦についての記事について分析を行った論文である(後掲の雑誌論文)。また、国立天文台図書室所蔵の旧暦・新暦の使用状況についての史料調査から得られた研究成果の一部について、史料の「発掘」とその価値の報告も兼ねて、日本宗教学会第74回学術大会において口頭発表を行った(後掲の学会発表)と、その内容についてはその他)。これら口頭発表の内容については、平成28年度以降に複数本の論文として公表することを予定している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編(3) 『偽暦』の発行部数と取り締まりについて」『千葉商大紀要』第53巻第1号、2015年9月、pp.37-52、査読有り。

荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編(2) 『官暦』の頒布状況について」『千葉商大紀要』第52巻第2号、2015年3月、pp.87-99、査読有り。

[学会発表](計1件)

下村育世「明治中期の新暦の浸透状況 『明治22年両暦使用取調書』から」日本宗教学会、一般研究報告、於創価大学、2015年9月5日。

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

下村育世「明治中期の新暦の浸透状況 『明治22年両暦使用取調書』から」『宗教研究』第89巻別冊、2016年3月、p.364。
http://jpars.org/journal/bulletin/wp-content/uploads/2016/02/vol_89.pdf

6. 研究組織

(1)研究代表者

下村 育世 (SHIMOMURA, Ikuyo)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員
研究者番号：00723173

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし